

装管調第90号

27.10.1

一部改正 装管調第3982号

令和4年3月18日

大臣官房長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官

(公印省略)

「中小企業信用保険法」の一部改正に伴う装備品等の調達契約に係る債権譲渡制限特約の部分的解除に係る報告方法について（通知）

標記について、「中小企業信用保険法」の一部改正に伴う装備品等の調達契約に係る債権譲渡禁止特約の部分的解除について（防管装第3544号。14.4.19。以下「通達」という。）に基づき、防衛装備庁長官への報告方法を下記のとおり定めたので通知する。

記

契約相手方より、通達に基づく債権譲渡の承諾申請書又は通知書を受領した場合には、各年度の実績を、翌年度の4月末日までに報告するものとする。